

○高知市公共調達条例施行規則

(平成 27 年 10 月 1 日規則第 93 号)

改正 平成 30 年 10 月 1 日規則第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知市公共調達条例（平成 24 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(労働報酬)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定める賃金又は請負代金は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定める賃金又は請負代金とする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号アに規定する者 同号に規定する特定工事請負契約（以下「特定工事請負契約」という。）において従事した作業に係る部分として支払われる賃金のうち労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 5 項の規定により同条第 1 項及び第 4 項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を除いたもの
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号イに規定する者 特定工事請負契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- (3) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する者 同号に規定する特定業務委託契約（以下「特定業務委託契約」という。）において従事した作業に係る部分として支払われる賃金のうち労働基準法第 37 条第 5 項の規定により同条第 1 項及び第 4 項の割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金を除いたもの

(労働者から除く者)

第 2 条の 2 条例第 7 条第 1 項第 1 号アに規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者及び家事使用人
- (2) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条の規定が適用される者
- (3) 特定工事請負契約に係る作業における現場代理人、主任技術者及び監理技術者
- (4) 外国の工場において製作に従事する者
- (5) 特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間が 30 分に満たない者
- (6) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が委託する業務のうち、定期業務（毎週 1 時間以上の作業を継続して行う業務をいう。）以外の業務に係る作業に従事する者

(特定業務委託契約の範囲)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める契約は、次に掲げる業務に係る契約とする。

- (1) 庁舎等に係る建物清掃業務
- (2) 庁舎等に係る人的警備業務
- (3) 庁舎等に係る受付案内業務, 電話交換業務及びコールセンター業務
- (4) 給食調理業務

(台帳の作成及び提出)

第4条 条例第8条第1号に規定する規則で定める事項は, 次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項に規定する対象労働者 (以下「対象労働者」という。) に係る同項に規定する労働報酬下限額
 - (2) 対象労働者に係る条例第8条第5号に規定する基準額
 - (3) 対象労働者に係る条例第8条第5号に規定する規則で定める方法により算定する時間数
 - (4) その他市長が定める事項
- 2 条例第8条第1号の台帳は, 毎月作成しなければならない。
- 3 条例第8条第2号に規定する市長が指定する期日は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 履行期間が6か月以下の契約 契約の日の属する月 (以下「契約月」という。) から契約の履行の完了の日の属する月 (以下「完了月」という。) までの台帳を完了月の翌々月の10日まで
 - (2) 履行期間が18か月を超える契約 契約月から8か月分ごとに当該期間に係る台帳を当該期間の最終月の翌々月の10日まで
 - (3) 前2号に掲げるもの以外の契約 次に定めるとおり。
 - ア 契約月から履行期間の中間日の属する月 (以下「中間月」という。) までの台帳 中間月の翌々月の10日まで
 - イ 中間月の翌月から完了月までの台帳 完了月の翌々月の10日まで
 - (4) 特定業務委託契約のうち, 指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定 (以下「指定管理協定」という。) 当該指定管理に係る年度協定ごとに前号ア又はイに定める日まで

(従事した時間数の算定方法)

第5条 条例第8条第5号に規定する規則で定める方法は, 労働報酬の支払の対象となる期間において対象労働者が特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に, 次に掲げる時間数を合計した時間数を加算する方法とする。

- (1) 1日について8時間を超えて特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 休日において特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に100分の35を乗じて得た時間数

(3) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に特定工事請負契約又は特定業務委託契約に係る作業に従事した時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

2 前項に規定する方法により算定した時間数に、小数点以下第 2 位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(誓約書)

第 6 条 条例第 8 条第 7 号に規定する誓約書は、高知市公共調達条例に係る誓約書（様式第 1 号）によるものとする。

(身分証明書)

第 7 条 条例第 10 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 2 号）によるものとする。

(指定出資法人)

第 8 条 条例第 11 条第 1 項に規定する指定出資法人は、別表に掲げる法人とする。

(特定工事請負契約等に係る入札手続)

第 9 条 市長は、競争入札により特定工事請負契約又は特定業務委託契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告し、又は入札に参加しようとする者に通知しなければならない。

(1) 当該競争入札の落札者と契約する締結が特定工事請負契約又は特定業務委託契約であること。

(2) 当該競争入札の落札者と締結する契約においては、条例第 8 条各号に掲げる事項を定めること。

2 市長は、随意契約により特定工事請負契約又は特定業務委託契約を締結しようとするときは、前項各号に掲げる事項を見積り依頼時に当該見積り依頼の相手方に通知しなければならない。

3 市長は、指定管理協定を締結しようとするときは、第 1 項各号に掲げる事項を公告し、又は指定管理者の指定の申請をしようとする者に通知しなければならない。

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 10 月 1 日規則第 83 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 8 条関係)

公益財団法人高知市都市整備公社 公益財団法人高知市文化振興事業団 公益財団法人

人高知市スポーツ振興事業団 公益財団法人高知市環境事業公社

様式第1号

高知市公共調達条例に係る誓約書

[別紙参照]

様式第2号

立入調査員証

[別紙参照]